

子ども若者はぐくみ局 災害時における所管施設の対応方針(概要版)

対応方針は一定の基準であり、その運用に当たっては、施設長が災害の規模や態様、停電等を含む施設の被害状況、施設の立地条件や周辺状況、職員の参集状況等を的確に把握したうえで、臨機応変に対応を判断するものとする。

また、児童の安全を第一とし、児童の安全が確保できないと施設長が判断する場合には、臨時的に休園・休所・休館又は休務することができるものとする。

○:開園・開所・開館 △:休務(施設待機) ×:休園・休所・休館

施設区分	土砂災害警戒区域等、 浸水想定区域の内外	(1)避難指示等(※1) (施設所在学区内に発令された場合)		(2)地震	特別警報		(5)暴風・暴風 雪警報 (※3)		(6)解除後 (開園・開所時間 内に解除された 場合)
		土砂災害に 関するもの	水害に 関するもの		(3)大雨特別警報	(4)大雨以外 (高潮、高波を除く)			
保育園等	土砂災害警戒区域等内	×	△	○ 施設の安全確保と、 職員体制の確保がで きる範囲で開所する。	△ ただし避難指示等 が発令されている 場合は、(1)のとお り対応する。	×	△	⇒	○ 施設の安全確 認と、職員体 制の確保後、 速やかに開所 する。
	浸水想定区域内	△	×						
	区域外	△	△						
児童館等 (学童クラブ事業)	土砂災害警戒区域等内	×	△	○ 施設の安全確保と、 職員体制の確保がで きる範囲で開所する。	△ ただし避難指示等 が発令されている 場合は、(1)のとお り対応する。	×	△	⇒	
	浸水想定区域内	△	×						
	区域外	△	△						
要配慮者利用施設 (保育園等、児童館 等、私立幼稚園以外の 通所等施設)	土砂災害警戒区域等内	×	△	○ 施設の安全確保と、 職員体制の確保がで きる範囲で開所する。	△ ただし避難指示等 が発令されている 場合は、(1)のとお り対応する。	×	△	⇒	
	浸水想定区域内	△	×						
	区域外	△	△						
その他利用施設 (要配慮者利用施設 以外の施設)	土砂災害警戒区域等内	×	○	○ 施設の安全確保と、 職員体制の確保がで きる範囲で開所する。	△ ただし避難指示等 が発令されている 場合は、(1)のとお り対応する。	×	△	⇒	
	浸水想定区域内	○	×						
	区域外	○	○						
その他利用施設 (山間部)	静原キャンプ場 (土砂災害警戒区域等外)	×	○	○ 周辺道路状況も含 め、施設の安全確保 と、職員体制が確保で きる範囲で開所する。	×	×	×	⇒	○ 周辺道路状況も 含め、施設の安 全確認と、職員体 制を確保後、速 やかに開所する。
私立幼稚園		各園長に対し、小学校等の非常措置の状況について速やかに情報提供を行うことにより、災害時の園運営の判断等に係る支援を行う。							
要配慮者利用施設 (入所施設)		各施設が定めた非常災害対策計画等に基づいて対応する。							

※1 避難指示等とは「高齢者等避難」、「避難指示」、「緊急安全確保」のいずれかが発令された場合をいう。

※2 静原キャンプ場は土砂災害警戒区域等外に所在しているが、施設に至る道路が区域内にあるため、土砂災害に係る避難指示等が発令された場合は休所とする。

※3 台風の接近等で予め暴風・暴風雪警報が発表される可能性が明らかな場合は、発表前であっても京都市が各施設に対応方針に基づく対応を求める旨の通知を発出する場合がある。